## 多文化共生における社会基盤整備を求める意見書

我が国における深刻な人手不足に対応するため、外国人を労働者として広く 受け入れる在留資格新設を柱とする改正出入国管理法などが今国会で成立し、 2019年4月に施行されることとなった。

現在の在留外国人数は約264万人、うち、外国人労働者数は過去最高の約128万人であり、その4割は技能実習生と留学生のアルバイトが占めているが、その中で、人権侵害や過重労働・賃金未払い等、労働関係法令違反などの問題が生じてきた。今回の法改正は、こうした実態も踏まえ、外国人材の人権を保障するとともに、職場での適切な労働と地域での共生を推進するため、新たな制度を創設するものである。

政府においては、受入れ環境の整備について、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を年内にも取りまとめることとしているが、7月に示された検討の方向性によれば、教育、行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備、地域における多文化共生の取組の促進・支援、医療・保健・福祉サービスの提供、住居、防災対策など、その多くは地方自治体における取組が想定されるものである。

ついては、国におかれては、外国人材の受入れに当たって、多文化共生の社会基盤及び適切な労働環境を整備するため、次の事項について早急に取り組むよう求める。

- 1 総合的対応策に基づく受入れ環境の整備に当たり、教育、行政・生活情報 の多言語化等、地方自治体が取り組む多文化共生に係る各種事業について支 援を行うとともに、必要な財政措置を講じること。
- 2 給与・休暇・福利厚生など、労働環境の整備を推進すること。
- 3 法令違反、不正行為に対する厳格な対応を図るとともに、相談窓口を設けること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月19日

衆議院議長 殿 大島理森 殿 参議院議長 伊 達 忠 殿 内閣総理大臣 安 倍 晋 殿 財務大臣 麻 生 太 郎 総務大臣 敏 殿 石 田 直 法務大臣 下 貴 司 殿 山 殿 厚生労働大臣 根 本 匠 内閣官房長官 菅 義 偉 殿

京都府議会議長 村田正治